

社会福祉法人同和園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人 同和園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（役員に対する報酬の総額）

第3条 役員に対する報酬の総額は、年間300,000円以内(源泉所得税額控除前)とする。

（役員等に対する報酬等の支給）

第4条 役員等については職務執行の対価として、別表1に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

（役員等に対する報酬の支給方法）

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席や法人・施設運営のための業務に当たった都度、現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、源泉所得税など法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（評議員に対する報酬の総額）

第6条 評議員に対する報酬は、定款第8条に基づき1人当たり年間20,000円以内（源泉所得税額控除前）とする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、定款変更認可日 平成31年2月7日 に施行する。

別表1

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円(源泉所得税額控除後)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	同上

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円(源泉所得税額控除後)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	同上

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	5,000円(源泉所得税額控除後)
上記の他、法人・施設業務のための出勤	同上